相談の第１歩として・・・

さいたま市では、多くの専門機関が皆さんの生活上の困り事に応じて、支援を行っています。しかしながら、数多くの専門機関があると、「まずどこに相談すればよいか ?」とお悩みになる方もいるかもしれません。平成 17 年に施行された発達障害者支援法に位置づけられた専門機関として、さいたま市では平成２１年１０月、「さいたま市発達障害者支援センター」を開設しました。発達障害者支援センターでは、さいたま市内にお住まいのご本人、ご家族、関係者の皆さんからの、発達障害に関する様々な相談に応じています。相談先に迷ったら、まずは発達障害者支援センターにご相談ください。

さいたま市発達障害者支援センター

○さいたま市内にお住まいのご本人、ご家族、関係者からの相談に応じています。
○継続的な相談支援については、ご本人が18歳以上の方を対象としています。18歳未満の方については、年齢や相談内容に応じた相談機関について情報提供等をしています。
○相談は無料です。
○相談内容の秘密は守ります。
○相談は予約制です。まずはお電話等でご相談ください。

TEL 048-859-7422
FAX 048-852-3272

最初の電話でお聞きすること
● お住まいの区　● どなたが相談されたいのか　● 相談内容　など

さいたま市

（音声コード Uni-Voice）

発行：さいたま市発達障害者支援地域協議会
【事務局】さいたま市福祉局障害福祉部障害政策課
TEL 048-829-1306　FAX 048-829-1981

令和７年３月 発行　この冊子は 2,000 部作成し、1 部あたりの作成費用は 100 円（概算）です。

ちょっと気になる子（発達障害）を理解するために

総集編

音声コード（Uni-Voice）

この冊子は奇数ページ左下、偶数ページ右下に音声コードが貼付されています。

「ちょっと気になる」ってどんなこと？

乳幼児期に落ち着きがない、友達とうまく遊べない、会話になりにくい、かんしゃくをよく起こすなど、同年齢の子どもたちと比べて気になるところや子育てをするうえで心配なところはありませんか？

また、就学後に知的な発達の心配はないものの、学校の授業についていけない、友達ができないなどの心配はありませんか？

就職後に職場の人間関係がうまくいかない、仕事がうまくこなせないなどの心配はありませんか？

このようなことは誰にでもありますが、原因のひとつとして「発達障害」と呼ばれる障害があります。発達障害は、年齢や生活、保護者の育て方、家庭でのしつけなどが原因ではありません。早期に発見し、周囲の皆さんが適切な対応をすることで、多くの方が共に地域で生活をすることが可能になります。

このパンフレットは、ご本人やご家族、さらには地域の皆さんが発達障害を理解し、適切な配慮をしていただくための手がかりとして、活用していただくために作成したものです。

発達障害って？

「発達障害」とは、『自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。』と発達障害者支援法に定義されています。

発達障害

それぞれの障害の特性

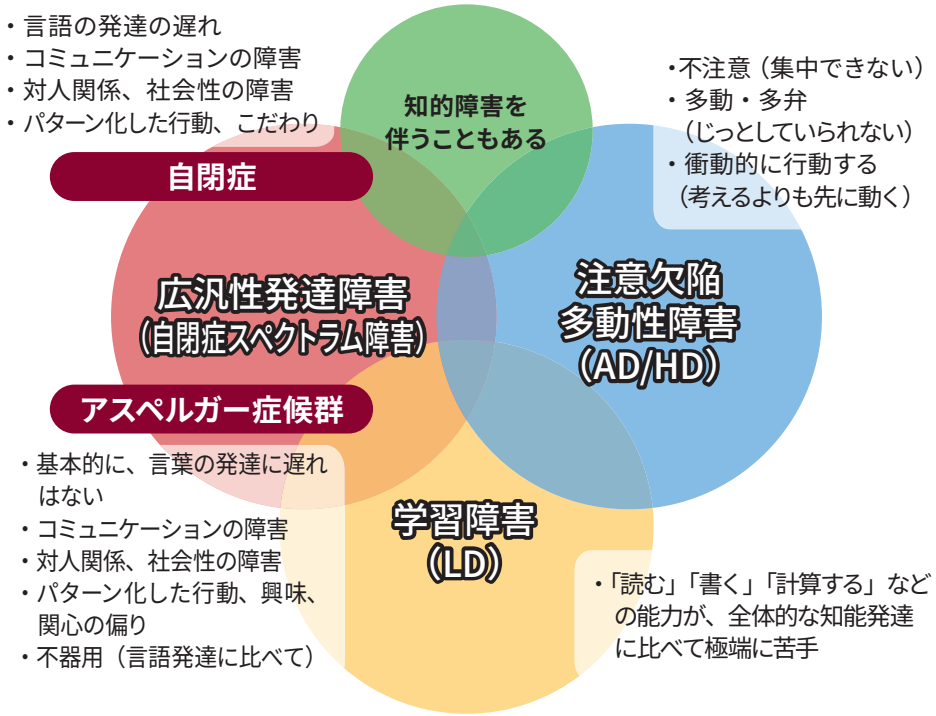

※このほか、トゥレット症候群や吃音（症）なども発達障害に含まれる

どのような症状がみられますか？

以下の症状は特徴的なものです。このことだけでは判断できませんので、心配な場合は 14 ページ以降のさいたま市の相談窓口にご相談ください。

課 題 と 対 応

課 題

乳児期　夜泣きが激しい、よく泣く、かんしゃくが強い、抱きにくいなどの育てにくさ。反対に、よく眠りおとなしい、手がかからないなど。

幼児期　よく動き回り目が離せない、言葉の遅れ、コミュニケーションのための言葉が少ない、マイペースな行動が多く指示に従えない、他の子どもに興味がなく、子ども同士で遊べない、落ち着きがなく集団行動がとれないなど。

学齢期　読み書きが苦手、落ち着きがなく注意力が散漫、周囲の状況が理解できず、不適切な行動や発言が多い、友達とのトラブルが多い、片付けや整理が苦手、忘れ物が多い、家庭内でのしつけにくさが見られるなど。

思春期　同級生と先輩後輩の付き合い方の違いに混乱する、異性の友人への気遣いが薄い、基礎的な学習能力にアンバランスがある、課題や活動を順序立てて行うことが難しいなど。

成人期　対人関係や集団生活でのトラブルが多い、仕事が長く続かないなど。

対 応

これらは発達障害の特徴として多く見られるものです。これらの特性以外に、適切な対応を受けられなかったことが原因による二次的な症状（自信喪失や不信感、うつなど）が引き起こされている場合もあります。

年齢に応じた発達や言動を求めるより、本人に合った方法やペースを尊重し、周囲が支えていくことが大切です。相談機関に連絡して、適切な支援が受けられるよう相談してみましょう。

※このような特徴があるからといって、必ずしも発達障害であるとは限りません。診断については、小児神経科医・精神科医等の医師にご相談ください。

こんなときはどうすればいいの？

乳幼児期

Q 生後4か月になります。上の子どもと違い、よく泣き、いつも機嫌が悪く、強く反り返り抱きにくいなど、育てにくさを心配しています。

Q もうすぐ２歳になります。よく動き回り、目が離せません。他の子どもやおもちゃにもあまり興味がない様子で、公園に行っても走り回っていることが多いので心配です。

A かかりつけ医がいる場合には、かかりつけの医療機関で相談をしてみましょう。さいたま市では１か月児健診、４か月児健診、１０か月児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診の乳幼児健康診査を行っています。
その時に相談することもできます。またはお住まいの区の保健センターにご相談ください。保健師がお話を伺い、必要なアドバイスを行います。ご希望によっては専門機関を紹介することもできます。また、総合療育センターひまわり学園か療育センターさくら草、療育センターひなぎくにご相談ください。乳幼児健康診査の実施機関としての役割もあり、専門の小児科医が診察を行い相談に応じます。

Q 幼稚園への入園を考えていますが、他の子どもと比べて言葉が遅い、落ち着きがない、友達と遊べないなど心配です。

Q 保育園に通っています。落ち着きがなく、先生の指示に従えない、遊びのルールがわからず友達とけんかになるなど心配です。

A 保健センター、家庭児童相談室などに相談しアドバイスを受けたり、専門機関を紹介してもらうことができます。

早期に、専門的な判断をもとに相談や指導を受けることも大切なことです。児童相談所では児童福祉司や児童心理司の相談を受けることができます。また、総合療育センターひまわり学園と療育センターさくら草、療育センターひなぎくでは、小児科医の診察や心理士、作業療法士、言語聴覚士などによる個別指導や集団指導を受けることができます。

さらに、保護者の了解を得た上で幼稚園や保育園の先生方と連携を図り、お子さんの状態を説明したり、どのような対応が必要かなどのアドバイスを受けることができます。

Q 来年小学校に入学予定です。他の子どもと比べて、先生の話を落ち着いて聞くことができない、友達とうまく遊べないなどの心配があります。

A 児童相談所では、児童福祉司や児童心理司、総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草、療育センターひなぎくでは、医師や心理士などが専門的判断をもとに相談を行います。希望により、教育相談室や、特別支援教育相談センターを紹介し、小学校入学に向けた相談を受けることができます。

教育相談室、特別支援教育相談センターに直接相談をすることもできます。就学に向けた相談方法や市内の小学校のことなど、教育に関する様々な相談ができます。

学齢期

Q 小学校３年生の男子です。授業中に席から離れることが多く、キョロキョロしたり、隣の子に声をかけたりしているようです。落ち着きがないので心配です。

Q 小学校４年生の男子です。学習面では心配ないのですが、班活動で班員とのコミュニケーションがうまくとれず心配です。

Q 小学校６年生の女子です。授業は一生懸命に聴いているのですが、なかなか理解できず、本人がつらいようです。どのような支援をしていけばよいでしょうか。

A まずは学校で相談してみましょう。学校では学級担任を中心に、校内体制を整備し、支援や指導を行っています。

教育相談室、特別支援教育相談センターでは、学校や家庭での対応などを一緒に考えていくことができます。また、発達段階に応じた支援方法や、教育に関する様々な相談に応じるとともに、希望により専門機関を紹介します。また、同じ悩みを持った親同士で支えあえる親の会もあります。

Q 中学１年の男子です。小学生の頃から友達づきあいが苦手でした。中学に入って、次第に自分の言葉にこだわり、表現がおかしくはないかと繰り返し確認するようになりました。最近では、自分が何か落としものをしてしまったのではないかと気になり、何度も来た道を戻って確認したりもします。どうしたらいいのでしょう？

A 学校にご相談ください。学校では特別支援教育コーディネーターが学校の窓口となり、支援における連絡調整を行っています。気軽に話し合ってみてください。

また、子どもの精神保健相談室では、過剰に不安になるなどの精神的症状の評価を行うことができます。薬物療法などの医療支援が有効ではないかと判断された場合には、適切な医療機関をご紹介することもあります。

思春期

Q 同級生とのトラブルが絶えず、なかなか友達ができないのですが…

A 発達障害の子どもたちは、その特性から人付き合いがあまり上手くありません。特に思春期の年代は、発達障害でなくても対人関係が不安定になりやすく、ますますトラブルが生じやすい時期でもあります。

本人の特性に合わせ、本人なりの人付き合いができるよう具体的に考えていくことが大切です。専門機関や学校の相談員に限らず、担任の先生や部活の顧問、先輩など、本人自身が相談しやすい人を見つけ、その人と一緒にどうしていったらよいか本人が考えていけると良いでしょう。

Q 16歳の息子は、身だしなみに無頓着です。髭そりを面倒がり、寝ぐせのついた髪でも出かけてしまいます。いつもだらしない服装で、部屋は散らかり、汚れた衣服が埋もれています。同級生の女子からは、「変人」扱いされているようです。おしゃれとまでは言わなくても、もっと他人の目を意識してほしいのですが…

A 日常生活を共にするご家族としては、気を揉むことの多い悩みだと思います。望ましいと思われる行動や服装について具体的に言葉で伝えていくのも一つの方法ですが、あまり頻繁だとお互い嫌な気持ちになってしまうことでしょう。ご本人に問題意識があるのであれば自分でチェックできる表を作ってみる、学校などの協力が得られるのであれば講義スタイルで学ぶ機会を設けてもらう、本人にとってなにか負担となっていることはないかと見直してみるなど、様々な角度から検討していくと良い方法が見つかることがあります。

また、どんな関わりも響かないと感じるようなときは、課題をいったん据え置き、取り組むタイミングを見直すことが必要かもしれません。

Q 子どもが不登校になってしまいました。発達障害が原因でしょうか？

A 不登校の要因は様々で、発達障害であるからといって必ずしも不登校になるわけではありません。ただ、発達的な特性から勉強についていけなかったり、同級生とトラブルを起こしたりすることがきっかけとなって、不登校になってしまうことがあります。学校への登校を強制すると、より問題が大きくなってしまうことがあるので、無理強いはせず不登校のきっかけとなった問題がどうやったら解決できるか、本人や家族、学校、相談機関などで一緒に考えていくことが大切です。

Q 私は、学校で教育相談を担当しています。高3の発達障害の生徒のことで相談です。本人には大学進学の能力はあるのですが、「どうせ自分は何をやってもダメ」と否定的な言動を繰り返します。保護者も悲観的で、相談時に泣くこともしばしばです。良いところを伸ばし、自信をつけさせたいのですが、本人・家族が後ろ向きで困っています。

A 「学力はそこそこなのに友達と上手く関われない」「一生懸命やっているのになぜか集団行動についていけない」など、発達障害を抱える方やそのご家族から、よくそんな話を聴きます。発達障害を抱えるがゆえの困難さではないかと思われるのですが、周囲に理解者や支援してくれる人の存在が得られないと、「上手くいかないこと ＝ 自分が悪い」と誤解し、いつの間にか追い詰められた心境になって、自信を失ってしまうのでしょう。お話の生徒さんやご家族は、これまでの経過の中で、なかなか口に出して言えなかった様々な思いを抱えているのではないでしょうか？ まずは、ご本人・ご家族の言葉に耳を傾け、辛かったり大変だった思いをしっかり受け止めてみてください。身近なところに自分の気持ちをわかってくれる人がいる、そうした体験が今後の進路選択にも繋がってくるのではないでしょうか。

成人期

Q まじめに仕事をしているが、まわりの人から「仕事が遅い」「ミスが多い」とたびたび注意され、職場の人と気まずい関係になったり、仕事に自信をなくしてしまう。そのため、短期間で仕事を辞めてしまうことが多い。

Q 仕事で一度にいくつかの指示をされたり、急に予定が変わると、どうすればよいかわからなくなる。また、わからないときに、どのように質問をすればよいかわからず悩むことが多い。

A

仕事を見つけるために

努力しているのに、仕事が長続きしないとか、何度面接を受けても採用されないという経験から、自信をなくし、自分にどのような仕事が向いているのかわからなくなることが、しばしば起こります。仕事に適応できず、様々な悩みを抱えている方は少なくありません。

まず、「自分の特性を理解する」「適切な職業を選ぶ」「職場で上手に過ごす」ことなどについて、適切な相談ができる場所を確保し、相談先機関の協力を得て、職場への支援や調整なども含めた対応をすることが必要です。

仕事を続けるために

仕事を辞める理由は、仕事が難しいことや健康面の問題もありますが、それ以上に発達障害を理解してもらえないことから生じる、職場での人間関係の問題があげられます。

そのため、本人が自分の特性を理解するとともに、雇用する職場においてもその特性を理解した上で、周囲の人が適切な対応をしたり、働きやすい環境づくりを工夫していく必要があります。

たとえば、

- １日のスケジュールや手順を、図や写真を取り入れるなどの工夫によりわかりやすく明示する。指示などを簡潔に明確にし（「いつ、どこで、何を、いつまでに、どのようにやるのか、どうなったら終了なのか、終了したらどうするのか」など）、わかりやすくする。
- 集中して仕事が行えるよう、周囲の刺激を防止するための仕切りをつけたり、雑音の少ない場所で作業する。
- キーパーソン（本人を理解し、相談役になるとともに、職場の同僚などの間に立ち、調整を図ることで適切な支援を行う人）を作る。

Q ちょっとしたことで周囲の人と言い争いになってしまう。普通に話しているつもりでも、相手が不愉快になったり、怒り出してしまう。自分は普通に指摘をしたり、話しているだけなのに、何故そうなるのかわからない。

A 悪気はないがストレートな言葉で相手を怒らせてしまう、ちょっとしたミスでも許せないなど、周りの人とのコミュニケーションがうまくいかないために、友達ができない、家族とうまくいかないことなどに悩んでいる方もいらっしゃいます。

発達障害者の特性の１つに、その場に応じた言動や臨機応変な対応が苦手ということがあり、そのことで周囲の人に誤解を与えてしまいます。そのために、本人は不安やストレスを抱えがちになります。まず、自分の特性を把握し、周囲の人に理解してもらう必要があります。さらにその場での対応として、「気になることをメモに残し、信頼できる人に相談する。」「人のいない落ち着ける場所で深呼吸やストレッチを行い、気持ちを落ち着かせる。」などの工夫も必要になります。いずれにしても、信頼できる相談機関を探し、適切なアドバイスを受けることが必要です。

関係者からのメッセージ

小児神経科医から

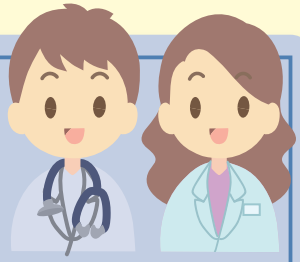

子育てに不安を感じたり、お子さんの発達や行動が気になっている方々へ。

いわゆる気になる子どもたちのすべてが病気や障害ではありません。発達に障害がある場合、特性をふまえた前向きな援助が大切です。気軽に専門機関にご相談ください。ともに、子どもたちの成長を見守り、応援しましょう。

臨床心理士から

ちょっと気になる子が、たくさんいます。自分から助けのサインを出せないまま、一生懸命やっているのに、人知れずつらい思いをしていることもあります。また、ちょっと気になる子の行動のために、困ってしまったり、どう対応してよいか相談できずに悩んでしまう親御さんもいます。

育て方やしつけだけの問題でない子、ふざけたり悪さのために場を乱したり、動いてしまうわけではない子がいるという事実を多くの人が認識できると良いと思います。孤独になって悩んでいる親御さんは、気になる子を対象にしている窓口に気軽に相談してみるのもよいと思います。

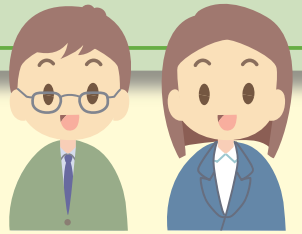

学校から

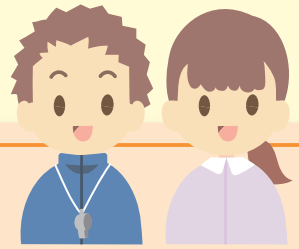

小学校や中学校は、決められた学習内容を日課表に沿って、集団で学んでいく場です。もしかすると、お子さんの中には集団の中で活動することや日課表に沿って学んでいくことが苦手な人がいるかもしれません。

そんなときには、担任の先生や特別支援教育コーディネーターの先生、教頭先生や校長先生にまず相談してみてください。これまで関わってきた主治医の先生や専門家の方々とよりよい学校生活の送り方を相談していくことができます。一人で悩まないで、多くの人と連携を図り協力し合ってお子さんが毎日楽しく学校生活を過ごせるようにしていきましょう。

保護者から

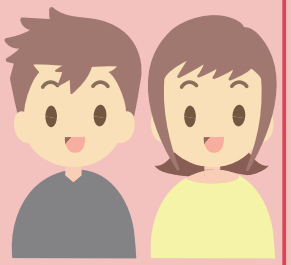

診断は、子どもに障害のレッテルを貼ることではありません。早期の療育は、子どもの可能性を広げます。肩の力を抜いて、地域のサービスを上手に活用してみませんか？ 親にだって、気持ちの余裕は必要です。そして、気持ちに余裕ができたら、子どものよいところをいっぱい褒めてあげましょう。叱られることが多い子どもだからこそ、褒めることが大切なのです。子どもの”生きる力”を育むために、地域で温かく見守っていきましょう。

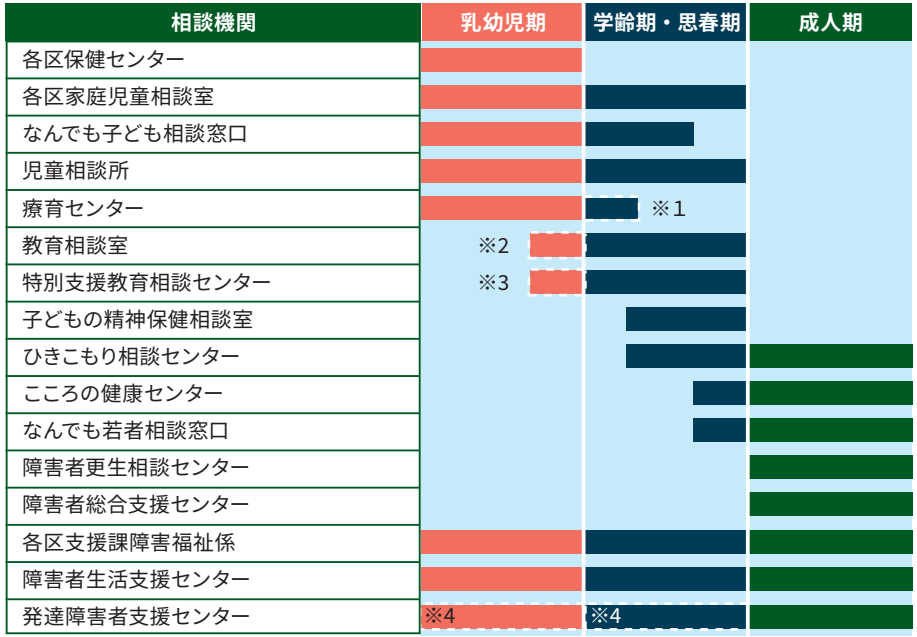

※1　小学生については相談内容により受診可能　※2　乳幼児期においては「幼児ことばの相談」のみ
※3　次年度小学校入学予定者（未就学児）の保護者を対象。　※4　継続相談は主に18歳以上を対象。

●連絡先一覧

相談機関		TEL	FAX	相談内容
保健センター	西　区	620-2700	620-2769	お子さんの発育、発達、育児などの相談に保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。 乳幼児期
	北　区	669-6100	669-6169	
	大宮区	646-3100	646-3169	
	見沼区	681-6100	681-6169	
	中央区	840-6111	840-6115	
	桜　区	856-6200	856-6279	
	浦和区	824-3971	825-7405	
	南　区	844-7200	844-7279	
	緑　区	712-1200	712-1279	
	岩槻区	790-0222	790-0259	

相談機関		TEL	FAX	相談内容
家庭児童相談室	西　区	620-2663	620-2766	子どものしつけや性格・生活習慣・言語・学校生活・非行などに関する相談を相談員が受けております。 乳幼児期～思春期
	北　区	669-6063	669-6166	
	大宮区	646-3063	646-3166	
	見沼区	681-6063	681-6166	
	中央区	840-6063	840-6166	
	桜　区	856-6173	856-6276	
	浦和区	829-6144	829-6239	
	南　区	844-7173	844-7276	
	緑　区	712-1173	712-1276	
	岩槻区	790-0164	790-0266	
子ども家庭総合センター なんでも子ども相談窓口		762-7757	711-8904	概ね15歳までのお子さんとそのご家族・関係者の方から子どもや家庭に関するあらゆる相談について、お話を伺います。 乳幼児期～学齢期
北部児童相談所		711-3917	711-8904	18歳未満のお子さんの養育、しつけ、発達の遅れ、非行などあらゆる問題について、児童福祉司、児童心理司等児童福祉の専門家が相談に応じます。 乳幼児期～思春期
南部児童相談所		711-2489		
総合療育センターひまわり学園		622-1218	622-4359	お子さんの成長や発達の心配、落ち着きがない、お友達に関心がないなど、気になる行動などは、ケースワーカーが相談の窓口になります。また、必要に応じて、小児科医や心理士、作業療法士、言語聴覚士などが専門的な判断のもとに、どのような手助けができるのか、何をしたらよいのかを保護者と一緒に考えていきます。 乳幼児期※小学生については相談内容により受診可能
総合療育センターひまわり学園 療育センターさくら草		710-5811	839-0352	
総合療育センターひまわり学園 療育センターひなぎく		796-7013	796-8633	
北教育相談室（つばさ小学校体育館2階）		661-0050	653-4729	専門の相談員が、市内在住、在学の小学生から高校生、その保護者及び教職員の方々を対象に、学校生活に関わる不安や悩みについての相談に応じています。 また、専門の相談員が、未就学児（年中・年長）のことばの相談に応じています。 幼児期（年中）～学齢期・思春期
堀崎教育相談室（職員研修センター内）		688-1414	688-1464	
あいぱれっと教育相談室（子ども家庭総合センター内）		711-5433	711-5672	
岸町教育相談室（教育研究所内）		838-8686	866-4353	
美園教育相談室（美園コミュニティセンター内）		711-7215	711-7915	
岩槻教育相談室（ワッツ東館4階）		790-0227	790-0257	

相談機関	TEL	FAX	相談内容
特別支援教育相談センター ひまわり	623-5879	623-5979	専門の相談員が、未就学児の就学に関わる相談に応じています。また、専門の相談員が、児童生徒の発達や教育上特別な配慮を要する児童生徒の支援に関する相談に応じています。 幼児期（年長）～学齢期・思春期
特別支援教育相談センター さくら草	810-5030	874-8522	
子どもの精神保健相談室	762-8538（火・金）	711-8907	さいたま市内にお住まいの小学校高学年から中学生のご本人、ご家族、関係者等を対象に心の問題に関するご相談をお受けしています。 学齢期・思春期（小学４年生～中学生）
ひきこもり相談センター	762-8534（火・金）	711-8907	さいたま市内にお住まいの方を対象に、ひきこもり・不登校でお悩みのご本人、ご家族等からの相談に応じています。 学齢期～成人期
こころの健康センター	762-8548	711-8907	さいたま市内にお住まいの方を対象に、精神保健福祉に関する相談のほか、ひきこもり、思春期問題、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存に関する問題、身近な方を自死で亡くされた場合のご相談等に応じています。 思春期～成人期（高校生以上）
子ども家庭総合センター なんでも若者相談窓口	829-7064	―	主に中高生から30代までの方に関する悩みごとを聞いたり、必要な情報提供を行います。 思春期～成人期（中学生以上）
障害者更生相談センター	646-3124	646-3163	主に18歳以上の知的障害者を対象に、本人や家族などからの相談に応じ、必要に応じて医学的・心理学的判定や職能判定を行い、これらに基づいた助言指導を行います。 また、療育手帳の交付申請に対する認定を行います。 成人期
障害者総合支援センター 就労支援係	859-7266	852-3273	さいたま市内にお住まいの方を対象に、全ての障害者に対して、就労に関する相談、ジョブコーチの派遣、パソコン講座・就職活動講座などの各種講座などを行っています。 ※発達障害者等で障害者手帳をお持ちでない方も相談ができます。 成人期

これらの相談機関の他にも

「発達障害者相談員」が電話相談に応じています。

「発達障害者相談員」が障害のある人やその家族などからの生活上の相談に応じ、同じ背景を持つ立場から助言その他の必要な援助を行います。
詳しくは障害福祉課までおたずねください

障害福祉課　TEL：829-1308　FAX：829-1981

相談機関		TEL	FAX	相談内容
支援課 障害福祉係	西　区	620-2662	620-2766	手帳の取得の支援、社会資源利用の支援を行うほか、障害のある方やその家族から様々な相談に応じています。 全時期
	北　区	669-6062	669-6166	
	大宮区	646-3062	646-3166	
	見沼区	681-6062	681-6166	
	中央区	840-6062	840-6166	
	桜　区	856-6172	856-6276	
	浦和区	829-6143	829-6239	
	南　区	844-7172	844-7276	
	緑　区	712-1172	712-1276	
	岩槻区	790-0163	790-0266	
西区障害者生活支援センター（ゆめの園）		623-1768	622-8807	障害者が地域で安心してくらしていくうえで感じる日常生活の様々な悩みや相談に、専門資格をもった相談員が対応します。 また、必要に応じて他の専門機関を紹介します。 ※障害種別に関わらず相談に対応します 全時期
中央区障害者生活支援センター（来夢）		859-7231	852-3276	
桜区障害者生活支援センター（さくらとぴあ）		783-7800	783-7799	
南区障害者生活支援センター（あみ～ご）		866-5098	866-5128	
南区障害者生活支援センター（社協ひまわり）		710-8105	864-0570	
緑区障害者生活支援センター（ぶどうの木）※１		829-9381	829-9382	
岩槻区障害者生活支援センター（ささぼし）		793-4701	793-4702	
北区障害者生活支援センター（みぬま）		796-5705	796-5706	障害者が地域で安心してくらしていくうえで感じる日常生活の様々な悩みや相談に、専門資格をもった相談員が対応します。 また、必要に応じて他の専門機関を紹介します。 ※主に知的障害及び身体障害のある方の相談に対応します。 全時期
大宮区障害者生活支援センター（みぬま）		650-6460	795-4721	
見沼区障害者生活支援センター（来人）		682-0677	682-0670	
浦和区障害者生活支援センター（むつみ）		824-3640	793-6376	
北区障害者生活支援センター（ベルベッキオ）		661-7092	661-7093	障害者が地域で安心してくらしていくうえで感じる日常生活の様々な悩みや相談に、専門資格をもった相談員が対応します。 また、必要に応じて他の専門機関を紹介します。 ※主に精神障害のある方の相談に対応します。 全時期
大宮区障害者生活支援センター（やどかり）		795-4720	795-4721	
見沼区障害者生活支援センター（やどかり）		682-1101	687-0517	
浦和区障害者生活支援センター（やどかり）		793-6373	793-6376	

※1　令和７年４月１日から

どこに相談してよいか迷ったら・・・・

まずは発達障害者支援センターにご相談ください。

発達障害者支援センターでは、さいたま市内にお住まいの本人、家族、関係者などからの、発達障害に関する様々な相談に応じています。
各種情報提供や対応についての助言、継続的な相談支援を行います。

※継続的な相談支援については、ご本人が 18 歳以上の方を対象としております。18 歳未満の方については、年齢や相談内容に応じた相談機関について情報提供等をしています。
※相談は予約制です。まずはお電話等でご相談ください。

TEL:859-7422
FAX:852-3272

相談機関		TEL	FAX	相談内容
埼玉大学教育学部附属特別支援教育臨床研究センター相談部門「しいのみ」		654-0961	663-6818	学校コンサルテーションを実施しているほか、お子さんの発達、児童生徒の発達の心配事について相談に応じています。 教育
ハローワーク	大宮公共職業安定所	667-8609	651-0331	国の雇用に関するサービス機関で、職業紹介のほか、求人内容の相談、求職活動、職業訓練についての相談支援などを行います。 管轄区域：さいたま市のうち西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区 就労
	浦和公共職業安定所	832-2461	829-2984	国の雇用に関するサービス機関で、職業紹介のほか、求人内容の相談、求職活動、職業訓練についての相談支援などを行います。 管轄区域：さいたま市のうち中央区・桜区・浦和区・南区・緑区 就労
埼玉障害者職業センター		854-3222	854-3260	ハローワークとの密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国４７都道府県に設置されています。障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援及びリワーク支援等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施しています。 利用にあたって、障害の種別は問いません。また、障害者手帳をお持ちでない方も利用できます。 就労

名称	問い合わせ先	区分
全国ＬＤ親の会 埼玉親の会「麦」	TEL：080-4125-6020 E-mail：mugi.saitama89@gmail.com	親の会等団体
ＮＰＯ法人 えじそんくらぶ	TEL・FAX：04-2907-7575（月、水、金）12時～16時 E-mail:info@e-culb.jp	
埼玉県 自閉症協会	TEL:090-6144-2793 E-mail:as.saitama@gmail.com	

障害児通所支援事業所における発達障害児へのサービス提供リスト

さいたま市内の障害児通所支援事業所のうち、所在地、療育内容等について情報提供をいただいた事業所のリストです。サービス提供事業所検索 MAP では、事業所の位置を地図で確認することができます。

サービス提供リスト

MAP

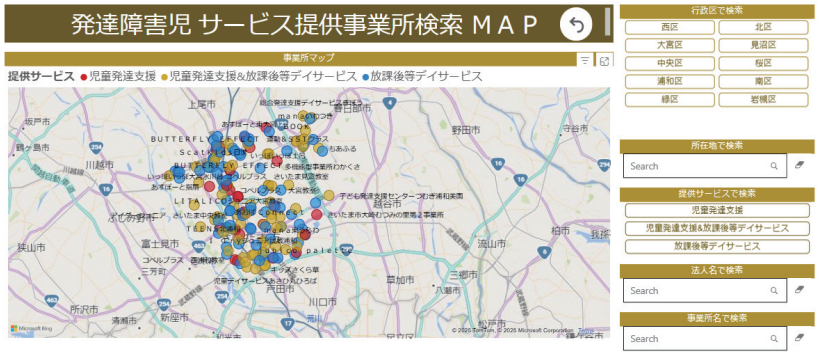

掲載の事業所の位置を地図で確認することができます。